

別府市市政モニター設置要綱

平成 21 年 1 月 30 日

別府市告示第 32 号

(設置)

第 1 条 市政に対する市民の意見、提言等を継続的に聴取し、広く市政に反映させるため、別府市市政モニター（以下「市政モニター」という。）を設置する。

(職務)

第 2 条 市政モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 市政に関するアンケート調査に回答すること。
- (2) 市政に対する提言等を行うこと。
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 市政モニターは、通信手段として郵便、ファックス又はパソコンによる電子メールを利用して職務を遂行するものとする。

(定数)

第 3 条 市政モニターの定数は、100 人以内とする。

(応募要件)

第 4 条 市政モニターに応募できる者は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、市政に対する理解及び積極的な協力の意思がある者とする。

- (1) 市の区域内に住所を有する者で、基準年度（平成 21 年度及び平成 21 年度から起算して 2 年度又は 2 の倍数の年度を経過したごとの年度をいう。第 7 条において同じ。）の 4 月 1 日において満 18 歳以上であるもの
- (2) 国又は地方公共団体の職員でない者
- (3) 国又は地方公共団体の議会の議員でない者
- (4) アンケートの回答、提言等が日本語でできる者
- (5) 通信手段がパソコンによる電子メールである場合は、市のウェブページが閲覧でき、かつ、電子メール（フリーメールアドレスによる電子メールを除く。）の利用ができる者

(6) 通信手段がファックスである場合は、自宅にファックスの機器を所有している者

(応募方法等)

第5条 前条に規定する応募要件に該当する者で、市政モニターに応募しようとするものは、市長が定める事項を記入した申込書若しくは申込みに係る電子メールを市長に送付し、又は市のウェブページ上の申込入力ページから申し込まなければならない。

2 市政モニターに応募しようとする者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 同一人物による重複応募をする行為

(2) 他人になりすまして応募する行為

(委嘱)

第6条 市政モニターは、前条第1項の規定により申込みをした者の中から、地域、年齢、性別等を考慮し、市長が適当と認めるものに委嘱する。

(任期)

第7条 委嘱する日の属する年度が基準年度である市政モニターの任期は、委嘱する日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 委嘱する日の属する年度が基準年度の翌年度である市政モニターの任期は、委嘱する日の属する年度の末日までとする。

3 市政モニターは、再任されることができる。

(変更の届出)

第8条 市政モニターに委嘱された者が、第5条第1項の規定による申込みの内容(第11条において「申込内容」という。)に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(費用の負担)

第9条 市政モニターの職務を遂行するに当たり必要な郵便料金、ファックス及び電子メールの送受信に要する費用並びにインターネットの利用に要する費用は、市政モニターの負担とする。ただし、市政に関するアンケート調査の回答に要する郵便料金は、市の負担とする。

(謝礼)

第10条 市政モニターの謝礼は、年度ごとに活動実績に基づき、予算の

範囲内で支給するものとする。

(免責事項)

第11条 市政モニターが申込内容（第8条に規定する変更の届出があった場合は、変更後の内容）と異なる通信手段、ファックス番号又はメールアドレスで送信を行ったことにより当該市政モニターに不利益又は損害が発生しても、市はその責任を負わないものとする。

2 市政モニターが申込内容に変更があったにもかかわらず第8条に規定する変更の届出をしなかったため、市が申込内容に基づき送信を行ったことにより当該市政モニターに不利益又は損害が発生しても、市はその責任を負わないものとする。

(禁止行為)

第12条 市政モニターは、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令等に反する行為
- (3) 他の市政モニター又は第三者を中傷及び誹謗する行為
- (4) 市政モニターの制度の運営を妨害する行為
- (5) 不正回答をする行為

(委嘱の取消し)

第13条 市政モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消すものとする。

- (1) 辞任を申し出たとき。
- (2) 市政モニターの職務を遂行できない事由が生じたとき。
- (3) 第4条に規定する応募要件を満たさなくなったとき。
- (4) 前条の規定に違反したとき。
- (5) その他市長が取消しの必要があると認めたとき。

(公表)

第14条 市長は、市政に関するアンケート調査の結果を市のウェブページで公表するものとする。

(庶務)

第15条 市政モニターに関する事務は、自治振興課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前においても、市長は市政モニターの委嘱に必要な準備行為をすることができる。
- 3 別府市市政モニター設置要綱(昭和63年5月1日施行)は廃止する。